

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休みのときは、翌日の翌日)

## 告示

◇ 告示 急傾斜地崩壊危険区域の指定

### 鳥取県告示第六十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 名称

下坪急傾斜地崩壊危険区域

### 二 区域

西伯郡名和町大字東坪字西屋敷二三〇、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三八一、二四〇、二四一、二四二、二四四、二九七、二九八、三〇〇、三〇一、三〇一―三、三〇一―四、三〇二―一、三〇二―四、三〇三、三〇四及び三〇五、字寺ノ上三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一五―一、三一五―二、三一六、三一七、三二二、三二三、三三四及び三三一並びにこれらと一体をなす道路敷及び水路敷